

京都市立双ヶ丘中学校 部活動運営方針

1 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸長し、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。本校では、部活動を通して「仲間づくり」を目指すとともに、経験を積み重ねていくことで技術の向上だけでなく、人間的な成長につながるものと考え、指導している。

2 位置づけ

学校教育活動として教育課程外で行われるものであり、生徒会活動の一部に位置付ける。

3 部の成立

下記の条件をすべて満たすこととし、準備委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ① 活動に必要な部員がいること。
- ② 顧問がいること。
- ③ 校内に活動場所を確保できること。

4 部員

入部は自由意志により、一人1部とする。ただし、放送部については他の部活動と兼部することができる。3年間続けることを原則とし、入退部は担任・顧問の許可を必要とする。

5 運営規定

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 活動時間

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間 等）は3時間程度を原則とする。

(3) 完全下校

下記のとおりとする。ただし、長期休業期間中は、下記に関わらず9時から活動可とし、完全下校は17時とする。

・4月～10月および3月	17時30分まで活動可	17時45分完全下校
・11月～2月	17時まで活動可	17時15分完全下校

(4) 休養日

ア 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の曜日については、各部の規定により定める。

イ 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(5) 活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし、試験最終日は除く）。
- ② 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。

(6) 部費

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、1ヶ月300円までを上限とし、必ず年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。